

**令和3年度
山形県内部統制評価報告書**

山 形 県

令和3年度山形県内部統制評価報告書

山形県知事 吉村美栄子は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山形県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山形県内部統制に関する基本方針」（令和2年3月23日山形県内部統制推進本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、「山形県内部統制実施要領」（令和2年3月23日付け総務部行政改革課長通知。以下「実施要領」という。）を定め、当該基本方針及び実施要領により、財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

山形県においては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

知事部局の全所属において、上記の評価手続により評価作業を実施したところ、内部統制は全体としては概ね有効に運用されていたものの、別紙のとおり、入札手続誤りによる落札決定取消の重大な不備が2件あったほか、支出遅延や契約保証金の徴収誤りなどの大きな不備が25件あったことから、不備のあった所属における内部統制は一部有効に機能していませんでした。

4 不備の是正に関する事項

評価手続により判明した不備については、該当所属において再発防止策を講じ、適正な事務の執行に取り組んでいるところです。

なお、いずれの不備もそれぞれのリスクに応じてあらかじめ整備した対応策を着実に実行していれば、基本的に防ぐことができたものと考えられることから、各所属においてリスク対応策を確実に実行することにより、適正な事務の執行がより一層図られるよう取り組んでまいります。

令和4年7月19日

山形県知事 吉村 美栄子

<別紙>

重大な不備及びその是正の概要

1 入札関係 2件

- (1) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課において、業務委託契約に係る入札事務に関して、予定価格を誤認したことにより、本来の予定価格を上回ったまま落札決定したため、落札決定を取り消した案件が発生しました。関係職員の確認不足によるものです。

今後は、処理手順の事前確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (2) 村山総合支庁河川砂防課において、建設工事関連業務委託契約に係る入札事務に関して、設計書の一部に積算の誤りが判明し、落札決定を取り消した案件が発生しました。関係職員の確認不足によるものです。

今後は、チェックリストを修正した上で複数人による確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

大きな不備及びその是正の概要

1 収入関係 2件

- (1) 農林水産部水田農業研究所において、生産物売払いの収入事務に関して、調定額を10万円以上過少に調定した案件が発生しました。制度の確認を怠ったため、販売手数料を誤って控除して調定したものです。

今後は、類似案件を扱う他の同様の公所に確認するなど、手続の事前確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (2) 最上総合支庁建設総務課において、道路占用料の収入事務に関して、調定額を10万円以上過大に調定した案件が発生しました。道路占用料の改定があったため、新単価と旧単価を比較し、安価な方で調定すべきところ、確認が不十分だったものです。

今後は、算定のチェックリストを作成し、事前の確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

2 支出関係 11件

- (1) 総務部総務厚生課において、支出事務に関して、未請求を理由に完了検査から4か月を超えて遅延した案件が発生しました。業務の進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、複数人での業務の進捗管理を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (2) 農林水産部農政企画課において、支出事務に関して、請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。業務の進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、担当内で会議終了後に声を掛け合うなど、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (3) 農林水産部農林大学校において、支出事務に関して、請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。業務の進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、請求書の保管や納期限など、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (4) 県土整備部庄内空港事務所において、支出事務に関して、請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。業務の進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、支出管理一覧表を作成し回覧することにより、進捗管理を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (5) 最上総合支庁総務課において、支出事務に関して、債権者の請求が不要な謝礼の支払の案件で、履行完了から4か月を超えて遅延した案件が発生しました。事業の実績と支出を確認すべきところ、その確認を怠ったことによるものです。

今後は、謝礼支払確認簿により、支出の処理状況について、担当内でチェックを徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

- (6) 村山総合支庁子ども家庭支援課において、支出事務に関して、支出額を10万円以上過少に支給した案件が発生しました。算定にあたってチェックすべき項目のチェックが漏れていたことによるものです。

今後は、チェックシートに項目を追加し、複数人で確認を徹底するほか、課内で勉強会を開催し、職員の資質向上を図ることで、再発防止に努めていくこととしました。

- (7) しあわせ子育て応援部鶴岡乳児院において、給与や各種手当の支出事務に関して、扶養認定の取消し等に伴う手当や給与の返納に際し、予算科目を誤った案件が発生しました。業務管理者及び業務総括者による確認に不備があったことによるものです。

今後は、業務管理者及び業務総括者について給与業務に関する知識を習得し、確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

- (8) 県土整備部管理課において、児童手当の支出事務に関して、支給額の誤りや支払期限を超えて遅延した案件が発生しました。受給者一覧表について、複数人で確認すべきところ、その確認を行っていなかったことによるものです。

今後は、担当者間でのチェックに加え、業務管理者による確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (9) 村山総合支庁山形統合ダム管理課において、赴任旅費の支出事務に関して、旅行の最終日から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。赴任旅費の対象となるかどうかの確認を怠っていたことによるものです。

今後は、マニュアルの確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (10) 庄内総合支庁環境課において、旅費の支出事務に関して、支払を旅行の最終日から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。旅行命令担当者と業務管理者が請求の進捗を確認すべきところ、その確認が不十分だったことによるものです。

今後は、旅行命令担当者及び業務管理者がダブルチェックを徹底し、業務総括者が最終確認を行い、再発防止に努めていくこととしました。

- (11) 庄内総合支庁農業技術普及課において、赴任旅費の支出事務に関して、支払を旅行の最終日から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。事前に手続を確認すべきところ、その確認が不十分だったことによるものです。

今後は、事前に手続の確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

3 契約関係 8件

- (1) 環境エネルギー部みどり自然課において、建設工事請負契約に係る事務に関して、契約保証金を免除できないにもかかわらず、免除した案件が発生しました。契約保証金の免除に関する規定の解釈を誤ったことによるものです。

今後は、課内の担当者及び業務管理者だけでなく、複数人で確認し、再発防止に努めていくこととしました。

- (2) しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課において、業務委託契約に係る事務に関して、契約締結前に契約保証金の納付を受けなければならないにもかかわらず、契約締結後に契約保証金の納付を受けた案件が発生しました。契約保証金の手続に関する確認が不十分であったことによるものです。

今後は、事務執行チェックシートの作成により、複数人による進捗管理を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (3) 農林水産部畜産研究所において、物件購入単価契約に係る事務に関して、契約締結前に契約保証金の納付を受けなければならないにもかかわらず、契約締結後に契約保証金の納付を受けた案件が発生しました。契約保証金の免除に関する規定の解釈を誤ったことによるものです。

今後は、複数人による規定の確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (4) 農林水産部畜産研究所において、物件購入単価契約に係る事務に関して、契約金額の増額変更に伴い、契約保証金を増額変更して徴収すべきところ、失念した案件が発生しました。契約保証金の徴収に関する関係職員の認識不足によるものです。

今後は、事前の確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (5) 村山総合支庁建設総務課において、建設工事請負契約に係る事務に関して、契約金額の増額変更に伴い、契約保証金を増額変更して徴収すべきところ、失念した案件が発生しました。契約保証金の増額に関する規定の解釈を誤ったことによるものです。

今後は、確認は文書で行い、記録を残すことを徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

- (6) 村山総合支庁西村山建設総務課において、建設工事関連業務委託契約に係る事務に関して、契約金額の増額変更に伴い、契約保証金を増額変更して徴収すべきところ、失念した案件が発生しました。契約保証金の徴収に関する関係職員の認識不足によるものです。

今後は、規定の確認を徹底し、係全員の理解を確認しながら業務を進めることで、再発防止に努めていくこととしました。

- (7) 村山総合支庁西村山建設総務課において、物件購入契約に係る事務に関して、契約保証金を免除できないにもかかわらず、免除した案件が発生しました。契約保証金の免除に関する規定の解釈を誤ったことによるものです。

今後は、チェックリストにより係員によるチェック体制を強化し、規定の解釈に疑義がある場合は、事前に出納部門に確認して、再発防止に努めていくこととしました。

- (8) 最上総合支庁地域産業経済課において、建設工事請負契約に係る事務に関して、変更契約による工期の延長に伴い、契約保証金の保証期間の延長をすべきところ、失念した案件が発生しました。契約保証金に関する関係職員の認識不足によるものです。

今後は、チェックシートに項目を追加し、進捗管理を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

4 入札関係 1件

- (1) 最上総合支庁高坂ダム管理課において、業務委託契約に係る入札事務に関して、公告の内容に誤りが判明し、落札決定を取り消した案件が発生しました。関係職員の認識不足によるものです。

今後は、チェックリストに項目を追加の上で確認を徹底し、また、定期的に課内でミス事例の勉強会を行うなどして、再発防止に努めていくこととしました。

5 補助金関係 2件

- (1) 環境エネルギー部みどり自然課において、補助金の事務に関して、実績報告日から額の確定まで3か月以上遅延した案件が発生しました。突発的な事案の対応に追われ、業務の進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、課内の業務分担の見直しを行い、担当者が適切に対応できるようにすることで、再発防止に努めていくこととしました。

- (2) 県土整備部建築住宅課において、補助金の事務に関して、県で作成した交付要綱の規定が不十分だったために、年度内に国費を受け入れることができなかった案件が発生しました。担当者の関係規定の確認が不十分であったことによるものです。

今後は、関係規定の解釈について課内で共有し、交付要綱を改正することで、再発防止に努めていくこととしました。

6 財産関係 1件

- (1) 産業労働部工業技術センターにおいて、財産関係の事務に関して、工作物設置に係る行政財産使用許可手続の更新を失念していた案件が発生しました。関係職員の確認不足によるものです。

今後は、チェックシートにより処理状況を適切に管理するとともに、係全員で情報を共有し、相互確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。